

報道関係者 各位

担当	令和6年11月28日(木) 山口労働局労働基準部監督課 監督課長 赤尾 裕一郎 地方労働基準監察監督官 西村 哲史 電話 (083) 995-0370
----	---

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和5年の監督指導結果を公表します

厚生労働省山口労働局(局長 ともずみ こういちろう 友住 弘一郎)は、管内の労働基準監督署^(※1)が、令和5年に県内の外国人技能実習生(以下「技能実習生」という。)の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導^(※2)の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

令和5年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 254 事業場 (実習実施者)のうち 183 事業場 (72.0%)
- 主な違反事項は、①割増賃金の支払 (21.3%)、②安全基準 (20.9%)、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (14.2%) の順に多かった。
- 主な業種での違反率は、化学工業 (83.3%)、建設業 (79.2%)、食料品製造業 (74.5%) の順に高かった。

※1 下関、山口、宇部、徳山、岩国、下松、萩労働基準監督署の7署です。

※2 監督指導で法令違反を認めた場合には、是正期日を定めて是正勧告書等の文書交付により指導を行います。

山口労働局や各労働基準監督署では、引き続き、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

(参考)

山口県内の技能実習生の人数^(※3)は4,223人で、国籍別では、ベトナムが最も多く2,452人、次いでインドネシア713人、中国(香港等を含む)358人の順となっています。

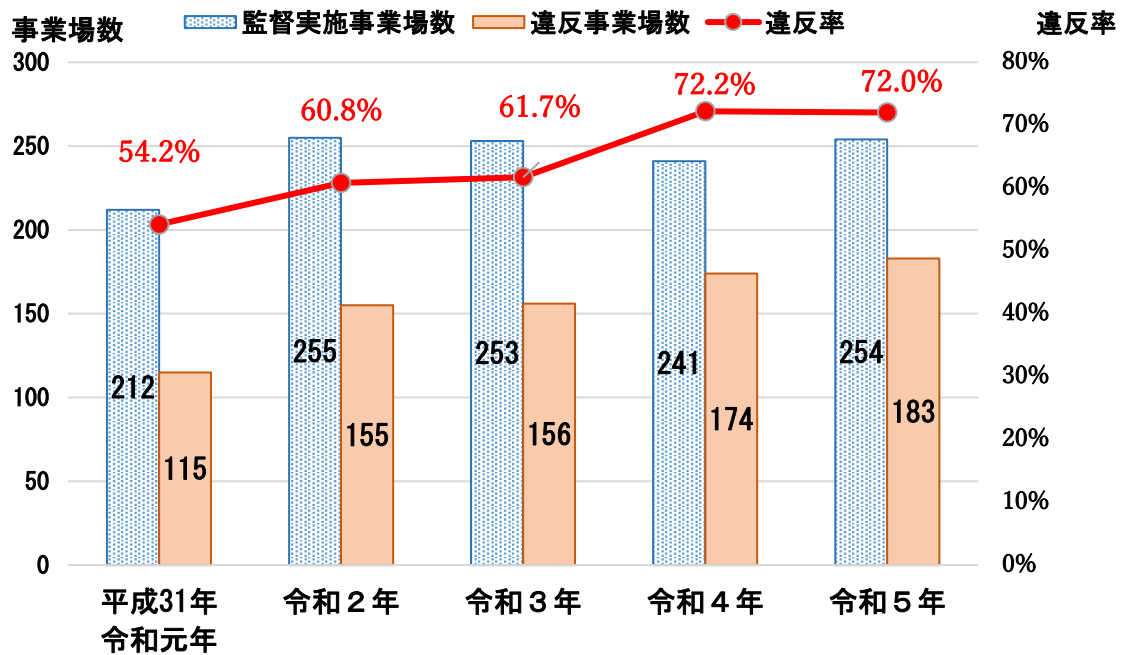
(※山口労働局「外国人雇用状況の届出状況(令和5年10月末現在)」)

技能実習生の実習実施者に対する監督指導の状況（令和5年）

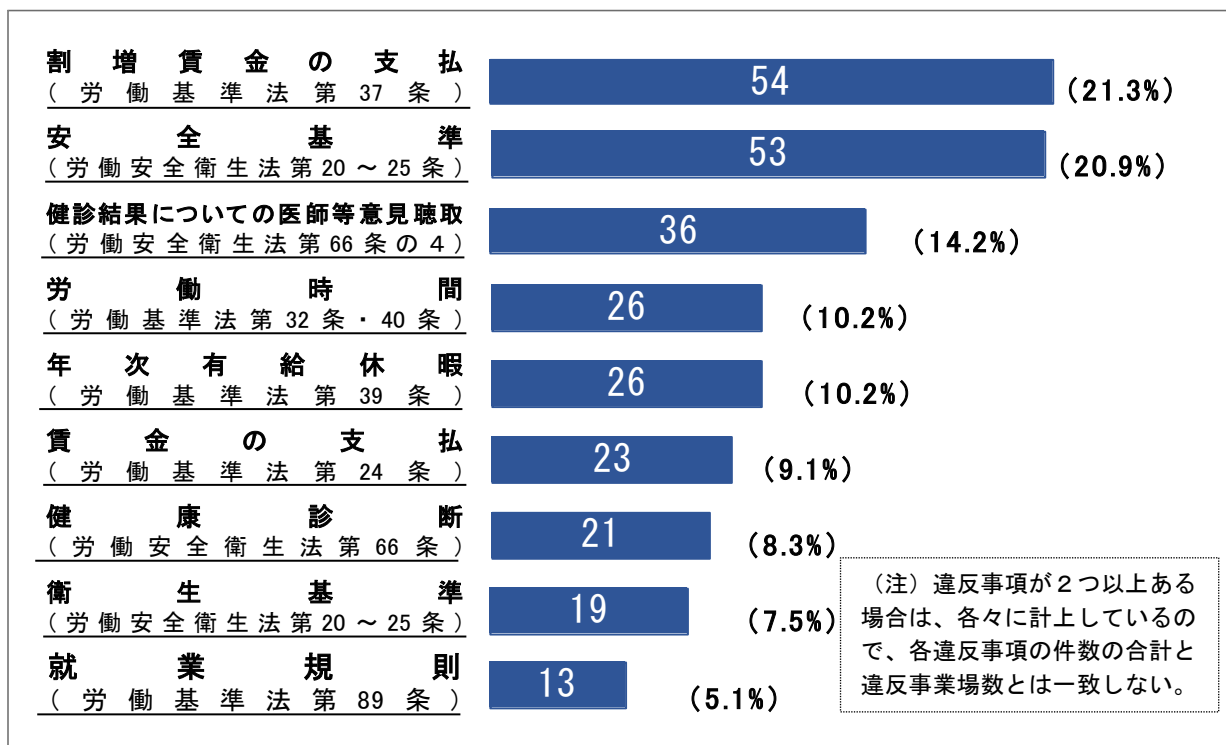
監督指導の状況

- (1) 管内の労働基準監督署において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して254件の監督指導を実施し、その72.0%に当たる183件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①割増賃金の支払（54件、21.3%）、②安全基準（53件、20.9%）、③健診結果についての医師等意見聴取（36件、14.2%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項 (件数、違反率)		
			安全基準	健診医師等 意見聴取	割増賃金の 支払い
食料品 製造業	55	41 (74.5%)	安全基準	健診医師等 意見聴取	割増賃金の 支払い
			17(30.9%)	9(16.4%)	6(10.9%)
建設業	48	38 (79.2%)	割増賃金の 支払い	賃金の 支払い	健診医師等 意見聴取
			17(35.4%)	11(22.9%)	9(18.8%)
機械・金属 等製造業	65	42 (64.6%)	安全基準	衛生基準	健康診断の 実施
			21(32.3%)	11(16.9%)	10(15.4%)
化学工業	18	15 (83.3%)	安全基準	労働時間	割増賃金の 支払い
			5(27.8%)	3(16.7%)	2(11.1%)
保健衛生業	25	17 (68.0%)	割増賃金の 支払い	年次有給休暇	労働時間
			10(40.0%)	3(12.0%)	2(8.0%)
<参考> 全業種	254	183 (72.0%)	割増賃金の 支払い	安全基準	健診医師等 意見聴取
			54(21.3%)	53(20.9%)	36(14.2%)

<注>「主な業種」は、山口県内において技能実習の計画認定件数が多い職種（食品製造関係、建設関係、機械・金属関係、プラスチック成形等関係、介護）に関連する業種について取りまとめたものである（令和4年度）。

その内訳は下表のとおり。

職 種	業 種
食品製造関係	食料品製造業
建設関係	建設業（土木工事業、建築工事業、その他の建設業）
機械・金属関係	機械・金属等製造業（鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業）
プラスチック成形 等関係	化学工業
介護関係	保健衛生業（医療保健業、社会福祉施設）

(4) 労働基準関係法令の主な違反例は、以下のようなものがあった。

賃金の支払 (労働基準法第24条)	<ul style="list-style-type: none"> 定期賃金を所定の賃金支払日に支払っていないかったもの。 賃金控除に関する労使協定を締結することなく、賃金から寮費、光熱費等を控除していたもの。
割増賃金の支払 (労働基準法第37条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外労働に対し2割5分、休日労働に対し3割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないかったもの。 割増賃金の計算の基礎となる賃金に、算入すべき手当を算入していないかったもの。
労働時間 (労働基準法第32条・40条)	<ul style="list-style-type: none"> 時間外・休日労働に関する労使協定（以下「36協定」という。）を締結し、所轄労働基準監督署に届出することなく、時間外・休日労働を行わせていたもの。 36協定で定める延長時間を超えて労働させていたもの。
年次有給休暇 (労働基準法第39条) (労働基準法施行規則第24条の7)	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇の付与日数が10日以上労働者に対し、基準日から1年以内の期間に年次有給休暇を5日付与していないかったもの。 年次有給休暇管理簿を作成していないかったもの。
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	<ul style="list-style-type: none"> 機械の掃除や修理を行わせる際、当該機械の運転を停止していないかったもの。 荷役運搬機械、建設機械の使用に係る危険の防止を講じていなかったもの、定期自主検査等を行っていないかったもの。
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	<ul style="list-style-type: none"> 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に一般健康診断を実施していないかったもの。 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期に特殊健康診断を実施していないかったもの。

(5) 過去3年間（令和3年から令和5年まで）において、管内の労働基準監督署が、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められ送検した事案は1件であり、その送検事例は、以下のようなものであった。

技能実習生2名に対し、有効な時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結することなく、違法な長時間労働を行わせた疑いで送検

【事件の概要】

実習実施者（法人）は外衣下着製造業を営む事業場であり、技能実習生2名に対し、有効な36協定を締結することなく、法定労働時間を超えて時間外労働を行わせ、毎週少なくとも1回の休日を与えず休日労働を行わせたものである。

また、労働基準法上、時間外労働と休日労働の合計時間の上限は、①月100時間未満、②連続する複数月（2～6か月）を平均して月80時間以内とされているところ、①の上限を超えて労働させていた事実も認められた。

違反条文

労働基準法第32条第1項及び第2項（労働時間）

同法第35条第1項（休日労働）

労働基準監督行政について

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令は、罰則をもって最低の労働条件の遵守を求めるものである。

法令違反があった場合に、労使間の交渉や民事裁判による紛争解決だけでは長時間を要する等、権利救済の観点からは不十分である。このため、違反行為の発生を未然に防止し、かつ、早急に是正させるための機能を持つ、労働基準監督官制度を設けている。

【概要・仕組み】

臨検監督

工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して労働基準法などの法律違反が認められた場合、是正勧告（*）、機械・設備などの使用停止などを命ずる行政処分を行う。

（*）法律違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

災害調査

重篤な労働災害が発生した場合に災害の発生現場に赴き、労働災害発生原因を調査し、事業主に災害発生防止対策を講じさせる。

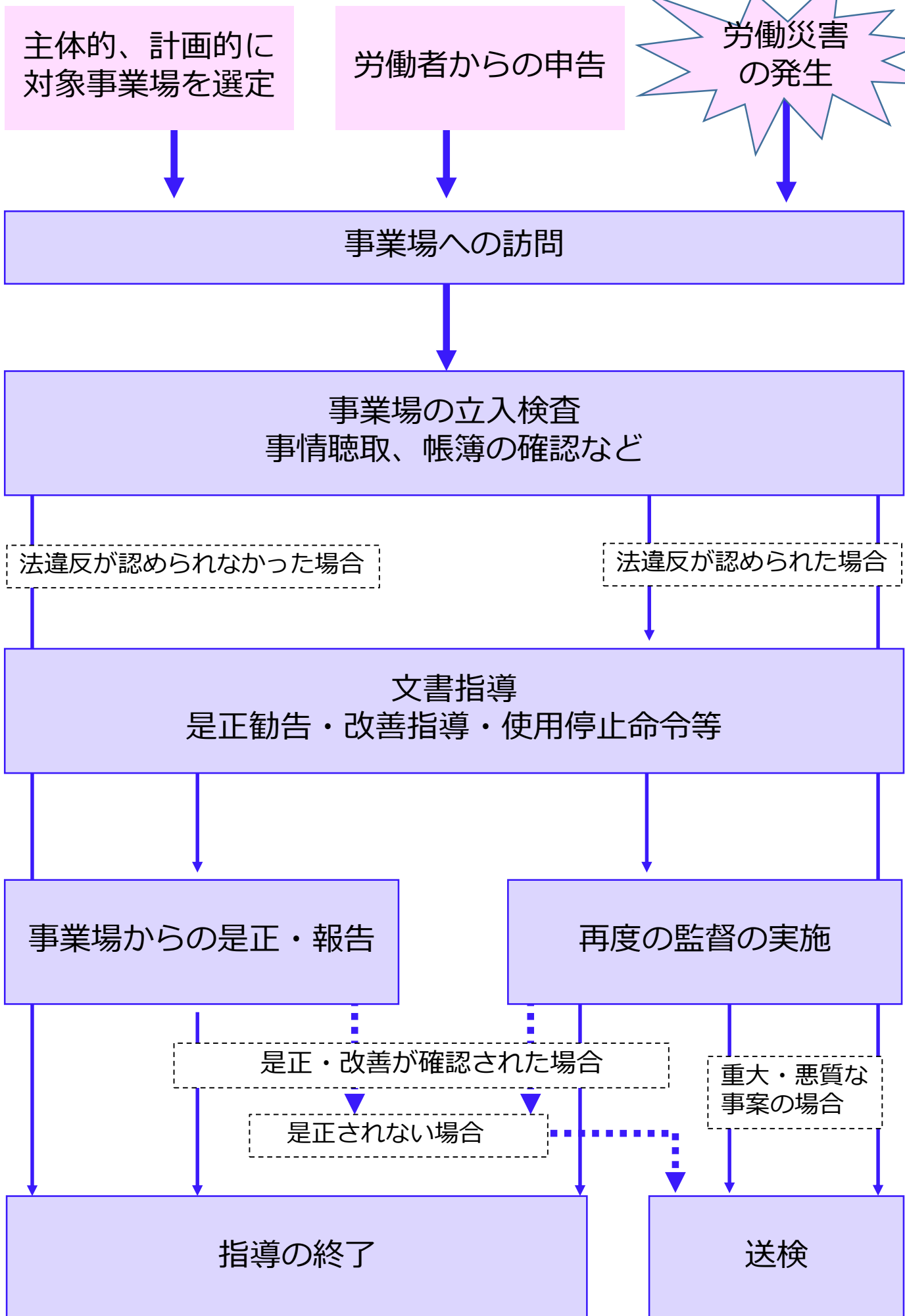
司法警察実務

度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検。



労働基準監督の仕組みについて

※労働基準監督官の主な仕事になります



注1 上図は一般的な流れを示したものであり、事案により異なる場合もあります。
注2 監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

